

ドイツの厳罰政策をめぐる動向

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院助手

<https://hdl.handle.net/2324/14617>

出版情報 : 「改正」少年法を批判する, pp.215-221, 2000-12-15. NIPPON HYORONSHA
バージョン :
権利関係 :

ドイツの厳罰政策をめぐる動向

武内謙治

一 はじめに

ドイツ少年司法は、一九七〇年代終わりからの「実務による少年刑法改革」(Jugendstrafrechtsreform durch die Praxis)の成果を、一九九〇年の少年裁判所法第一次改正法という形で、立法的に結実させた。しかし、それにより「少年刑法の軍縮傾向の頂点」⁽¹⁾を迎えた後、ドイツ少年司法は厳罰化要求に直面する。少年犯罪への対応のあり方は、第一三立法期の連邦議会でも大きな議論を呼び、一九九八年秋の総選挙の争点ともされている。⁽²⁾

以下では、背景をふまえながら、具体的な厳罰化要求を確認し(二)、第一三立法期の連邦議会における議論を概観したうえで(三)、厳罰化批判をみることにする(四)。

二 厳罰化要求とその背景

ドイツにあつては、一九九〇年代初頭の極右少年による暴力主義的な犯罪の多発を背景に、また一九九〇年代半ばからは、警察統計上観察されうる少年犯罪の低年齢化や「凶悪化」、特に一四歳未満の児童 (Kinder) による触法行為の増加を背景に、政治レヴェルにおける厳罰化要求が強まってくる。

例えば、一九九三年の「暴力および過激主義に対するCDU/CSU連邦会派の立法提案」は、未決勾留要件の見直しのほか、一八歳以上二一歳未満の「青年」に対する原則一般刑法適用の強化、少年刑の上限の引上げなど、直接・間接に、少年裁判所法の改変につながる提案を行っている^③。選挙権を有する者は、犯罪行為に対しても完全な責任を負わなければならない、教育思想と並んで重大犯罪に対する一般の保護も考慮されなければならない、ということが理由とされている。また、Bavaria州は、一九九六年の「被害者保護を改善するための法律案」を皮切りに、一九九七年と一九九八年に「少年裁判所法を改正するための法律案」を、一九九九年には「刑法、少年裁判所法及びその他の法律を改正するための法律案」を連邦参議院に提出し、少年裁判所法の改変を主張している^④。ここでは、青年に対する原則一般刑法適用の強化や、青年による重大犯罪に少年裁判所法が適用される場合に少年刑の上限を一五年に引き上げべきことと並んで、保護観察のための刑の延期を言い渡す際に少年拘禁を併せて科する「入口拘禁 (Einstiegshaft)」を導入すべきことなどが、主張されている。こうした主張の背景には、実務上、青年に対する少年裁判所法の適用が原則化しているという事情がある^⑤。

こうした厳罰化要求に加えて、具体的な法案としては姿をあらわしてはいないものの、刑事責任年齢を一四歳から一二歳に引き下げるべきである、という主張もなされている。⁶⁾

三 連邦議会における議論

少年犯罪の原因やそれへの対応のあり方は、第一三立法期の連邦議会でも大きな議論を呼んでいる。社会民主党(SPD)の大質問とそれに対する連邦政府の回答、連合九〇／緑の党の提案「公共の安全の強化―少年犯罪の減少」、そしてSPDの提案「少年刑法と予防戦略」という一連の動きの中で鋭く意見が対立したのは、「貧困の幼年化」と表現される貧困化現象の若年者層への広がりと少年犯罪との関連についてであった。当時の連邦政府は、そもそも、貧困化の広がり自体を否定した。それに対し、SPDと連合九〇／緑の党は、特に社会的な変革や失業、貧富の差の拡大、そしてそれらに端を発する若年者の展望喪失が少年犯罪に影響を与えていると主張した。

SPDと連合九〇／緑の党は、若年者の犯罪を刑罰の峻厳化によって克服できるというのは幻想であると指摘し、社会政策や教育政策などによる「全体に目を向けた予防(eine ganzheitlich ansetzende Prävention)」や、「第一の少年犯罪予防(die primäre Jugendkriminalprävention)」こそが必要であると主張している。みずからの生活条件に影響を与えるコミュニニティ計画の立案・決定・実施に少年自身が関与できるようにすべきことや、子どもの権利条約一二条を履行する義務を満たし、子どもの参加権を包括的かつ実効的に満たすことなども、それを実現するための具体策として掲げられている。刑事責任年齢の引下げ、閉鎖的な施設収容、少年刑の頻繁な賦課、青年を一般

刑法により処断することといったいずれの措置によつても積極的な変化は望めないと主張しているSPDと連合九〇／緑の党は、少年司法のあり方についても、「刑罰に対する教育の優越」を説き、行為者―被害者―和解の拡充を中心として、自由剝奪の回避と社会内処分の拡充をさらに推進すべきことを主張している。

もつとも当時の連邦政府も、刑罰によつては抜本的な少年犯罪対策はなしえないと考えている点では、野党と共通する認識にたつていたといえる。ニュアンスの差はあるものの、自由剝奪処分の回避と社会内処分の拡充という基調をとつて展開した「実務による少年刑法改革」に犯罪増加の直接的な原因を求めることはできず、むしろその路線は継承されるべきものと考えられる点においては、連邦政府も共通した認識を示している。その意味で、「実務による少年刑法改革」の成果は、政治の場においても一致して承認されたといえることができる。

四 厳罰化要求批判

厳罰化要求の特徴となつてゐる警察統計を用いた立論や、少年犯罪対策の刑罰政策への矮小化に対しては、「危険な視野の偏狭さ」という批判がある。⁸⁾ 刑事責任年齢の引下げ要求に対しては、精神医学的な批判のほか、ナチス期の経験を引き合いに出す形での批判もなされている。⁹⁾ 青年に対する原則一般刑法適用の強化の要求に対しても、それが青年に対する完全な少年裁判所法適用を求める「すでに一九七〇年代半ば以来存在する一般的な合意」¹⁰⁾に反するがゆえに、きわめて強い批判がある。近時では、青年がおかれてゐる社会的に困難な状況に目をやるべきであり、その点を考慮して、柔軟な対応が可能となる少年裁判所法を適用すべきであるとの見解もみられる。

少年司法に携わる専門家も厳罰化を強く拒絶している。第一回少年係裁判官および少年係検察官連邦会議は、少年犯罪がしばしば社会的な原因をもっており、少年刑というまったく無益な手段により、政治と社会の懈怠に対応するという主張には反対する、と決議している⁽¹¹⁾。逆に、必要なのは、福祉政策と社会内処分の拡充、そして個々の若年者の事情を勘案した措置をとることであると指摘している。少年犯罪の問題は社会との関係で把握されるべきであるという Magdeburger Initiative は、若年者の暴力犯罪は、大人がつくった過剰な競争社会、「肘鉄社会」の裏面であり、若年者の多くが展望の喪失や社会的排除への不安に直面している、少年が社会に脅威を与えているのではなく、社会によって少年の成長のチャンスが脅かされているという⁽¹²⁾。少年とのパートナーシップと対話という「新しい文化」を大人が受け容れる必要があることを訴える Magdeburger Initiative は、刑罰に威嚇力があるというのは十分に幻想であり、自由剝奪処分の回避と社会内処分の拡充とをよりいっそう推進する必要性があることを指摘し、少年刑法は「少年のための法 (ein Recht für die Jugend)」でなければならぬと主張している。

五 むすびにかえて

一九九八年秋の総選挙を受けての、いわゆる赤緑連立政権の誕生により、ドイツ少年司法において立法的に厳罰化が実現する可能性は低くなったといえる。一九九〇年代のドイツ少年司法における厳罰化要求は、一九七〇年代終わりからの「実務による少年刑法改革」、少年裁判所法第一次改正法、そして第二次改正法に向けた立法提案という一連の動向がめざす方向性と正面から衝突するものであり、過去二五年間の少年司法改革における努力を水泡

に帰しかねないものであった。¹³⁾ 厳罰化要求批判が熾烈を極めたのも、当然のことであつたといえる。

ドイツ少年司法における厳罰化要求をめぐる議論をみるとき、「実務による少年刑法改革」による成果が厳罰化要求への対抗機軸となっており、あるいはまた、少年とのパートナーシップという観点から、少年司法のあり方をとらえ直そうとする動きが新たにあらわれていることがわかる。少年司法が厳しい状況に直面する中で、なおさら「少年のための法」と称するにふさわしい少年司法のあり方を模索する姿勢こそ、われわれが虚心に学ばべきものであろう。

(1) Horst Viehmann, Kriminalpolitisches Bewußtsein im Wandel — 25 Jahre Jugendstrafrechtspflege. ZblJugR Ht.83 Ht.9 1996, S.82.

(2) ドイツ少年司法をめぐる近時の議論については、ギェンター・カイザー(比嘉康光訳)「少年犯罪の新しい動向と少年刑事司法の今日的課題」法学志林九六巻三二四号(一九九九年)一頁以下を参照。拙稿「少年犯罪の社会構造性と少年への援助——一九九〇年代ドイツにおける厳罰化要求への対抗機軸」九大法学八〇号(二〇〇〇年)一頁以下も参照。

(3) Vgl. Initiative der CDU/CSU-Bundestagstraktion gegen Gewalt und Extremismus. DVJJ-Journal 2/1993, S.103f.

(4) Gesetzesantrag des Freistaates Bayern, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des Opferschutzes vom 08. 10. 1996, BR - Drs. 741 / 96, Gesetzesantrag des Freistaates Bayern, Entwurf eines..Gesetzes zur Änderung des Jugendgerichtsgesetzes vom 05. 08. 1997, BR - Drs.562 / 97,, Gesetzesantrag des Freistaates Bayern, Entwurf eines..Gesetzes zur Änderung des Jugendgerichtsgesetzes vom 14. 05. 1998, BR - Drs. 459 / 98,, Gesetzesantrag des Freistaates Bayern, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Strafgesetzbuchs, des Jugendgerichtsgesetzes und

anderer Gesetze vom 17. 08. 1999, BR-Drs. 449/99.

- (5) 例えは、一九八八年において刑事手続の対象となった青年の六五％に少年裁判所法が適用されている。もともと一九九四年におけるその値は、五七・七％にまで低下している。
 - (6) 例えは、キリスト教民権問題 (CDDC) 会派の連邦議会議員及び内務委員会に所属する Michael Teiser 氏が地方選挙の選挙年齢を一六歳に引き下げたラントヤがあることに関する発言及しながら、刑事責任年齢の引上げを主張している。vgl. 12-/13
- Jährige zum Jugendgericht? Heranwachsende zum Strafgericht? DVJJ-Journal 4/1996, S.316.
- (7) Große Anfrage der Fraktion der SPD, Jugendstrafrecht und Präventionsstrategien vom 24. 05. 1996, BT-Drs. 13 /4765., Antwort der Bundesregierung auf die Große Anfrage der Fraktion der SPD vom 23. 07. 1997, BT-Drs. 13/8284., Antrag der Fraktion Bündnis90/Die Grünen, Öffentliche Sicherheit stärken — Jugendkriminalität verringern vom 11. 11. 1997, BT - Drs. 13 / 8969, Entschließungsantrag der Fraktion der SPD, Jugendstrafrecht und Präventionsstrategien vom 12. 11. 1997, BT-Drs. 13/8972.
 - (8) Wolfgang Heinz, Reformbedarf des Jugendstrafrechts? MschrKrim Jg.81 Ht.6 1998, S.399ff., ders, Milde zählt sich aus — stimmt die These noch? in: DVJJ (Hrsg.), Kinder und Jugendliche als Opfer und Täter. Bonn 1999, S.400ff.
 - (9) Herbert Ostendorf, Der Strafrechtliche Umgang mit Kindern. DVJJ-Journal 4/1997, S.376.
 - (10) Frieder Dunkel, Heranwachsende im (Jugend-) Kriminalrecht. ZStW Jg.105 Ht.1 1993, S.164.
 - (11) Resolutionen des 1. Bundestreffens der Jugendrichter/-innen und Jugendstaatsanwälte/-innen von 8. bis 10. Dezember 1993 in Villingen-Schwenningen. DVJJ-Journal 4/1993, S.320ff.
 - (12) Klaus Breymann; Ernst Figl; Herbert Ostendorf; Klaus Sessar; Berrit-Rüdiger Sonnen; Horst Viehmann;

Susanne Zinke, Magdeburger Initiative. DVJJ - Journal 1/1999, S.4ff., Magdeburger Initiative — Forum zu Jugend und Kriminalität. ZfJ Jg.86 Hf.9 1999, S.337ff.

- (13) 第二次改正法に向けたDVJJ (ドイツ少年裁判所・少年審判補助連合) 提案やAWO (労働者福祉協会) 提案は、まさに青年に対する少年裁判所法の原則適用や一六歳未満の少年に対する自由剝奪処分賦課の原則禁止を提唱していたのである。° vgl. Für ein neues Jugendgerichtsgesetz. Vorschläge der DVJJ - Kommission zur Reform des Jugendkriminalrechts. DVJJ - Journal 1-2/1992, S.4ff., Arbeiterwohlfahrt Bundesverband e.V., Jugend ohne Zukunft? — Befähigen statt Strafen —. Bonn 1993.